

2012.08.20

日本の技術流出への対抗手段 —東アジアにおける技術情報保護事情

今回は、日本以外でアジアを代表する工業立国となった、韓国、台湾、中国で、技術情報や営業情報がどのように保護されているかに焦点を当てたいと思います。

技術開発には、相応のコストと成功するかのリスクが伴います。それより早く完成した技術を我がものとする方法として、先に技術を有している会社の技術を、違法な手段で取得してしまうという行為が後を絶ちません。技術立国を自負する日本の技術情報が流出しているという指摘は様々になされていますが、情報が海外に流出してしまうと、それが日本では違法とされるものであっても、回復は非常に難しくなります。

日本で技術を保護する法律は、特許法と不正競争防止法の営業秘密の保護規定です。外国での特許技術の使用については、それをを用いた製品が日本に輸入されるのでなければ、日本法は適用されません。従って、ライバル企業がいる（これから出てくる）、すなわち使用される可能性がある各国で特許を取得しておく必要があります。日本で訴訟を起こすことができない訳ではありませんが、そこで審理に用いられる法は、特許発明が使用されている国の特許法に依ることになります。

営業秘密に関しても、日本で訴訟を提起するにしても外国で使用されている場合には、その国の法律が適用される可能性があります。営業秘密の不正取得に関しては、不法行為と同様の法適用がなされる可能性があるからです。そこで、東アジアの営業秘密の保護の状況をまとめておきます。それぞれの地域でも、技術流出が問題になっており、日本同様の営業秘密を保護する法律があります。民事上の救済をみれば、韓国、台湾、中国いずれも日本と同様の救済方法を用いており、米国のような故意、害意による場合の2倍までの懲罰賠償のような制度はありません。

1. 韓国

韓国の営業秘密の保護は、日本法による保護とかなり似ています。韓国の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律では、営業秘密の要件を①非公知性、②経済的価値性・有用性、③秘密管理性だとして特定し（同法2条2号）、不正取得行為（2条3号イ）、不正開示行為（2条3号ニ）を侵害行為として規定しています。秘密管理性については、日本の最高裁に当たる大法院の判決で営業秘密の特定、アクセスできる者の制限、権限なきアクセスの禁止が秘密管理性の要件とされ、日本と同じような要件で判断されているようです。侵害に対しては、差止（不正競争防止法10条）、損害賠償（同法11条）を行うことができます。刑事罰もあり、国内流出に比べ、海外への流出の方が罪が重くなっています。

2. 台湾

台湾では営業秘密法により、営業秘密の保護が図られています。営業秘密の定義は、当業界での非公知性、経済価値性、秘密管理の為の合理的な措置とされています(同法2条)。窃取、詐欺、脅迫や秘密保持義務違反をさせて不正に営業秘密を取得すること(同法10条1項,)により、また、公平公益法により、脅迫、利益誘導等その他不当な方法によって他の事業者の製造販売、取引の相手方の情報、その他の技術情報の不正取得は、不正競争として禁じられています(同法19条5項)。

侵害に対しては、差止(営業秘密法11条、公平公益法30条)、損害賠償(営業秘密法12条、公平公益法31条)が可能です。営業秘密法には、刑事罰が定められておらず、公平公益法違反も直ちに刑罰の対象とはなりません

3. 中国

中国では、不正競争法により営業秘密が保護されています。窃盗、利益誘導、脅迫等の不正な手段による営業秘密の不正取得、その不正開示、入手した営業秘密を約定等に反して、開示することを禁止し(同法10条1項)、営業秘密について経済価値性、非公知性、秘密保持措置としています。

侵害された場合、民法通則法第118条により、侵害差止、損害賠償などの民事上の救済措置があり、また行政上の救済、刑事罰もあります。

この記事は、経産省の「平成18年度 東アジア大における不正競争及び営業秘密に関する法制度の調査研究報告、第II編 営業秘密に関する法制度の運用実態」を参考にさせて頂きましたが、文責は筆者にあります。

筆者：弁護士 苗村博子

(弁護士法人 苗村法律事務所 所長、1987年弁護士登録)

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。